

第3回教育委員会定例会議 会議録

- 1 日時 平成31年3月27日(水)
開会 13時30分
閉会 14時32分
- 2 会場 金沢市庁舎 2階 201会議室
- 3 出席委員(7名)

教 育 長	野 口 弘
教 育 委 員	田 邊 俊 治
〃	早 川 芳 子
〃	岡 能 久
〃	大 島 淳 光
〃	丸 山 章 子
〃	木 村 陽 子

事務局	教育次長(兼)学校教育部長	高 村 政 博
	担当部長(兼)教育総務課長	加 藤 弘 行
	教育総務課担当課長(兼)課長補佐	中 西 賢 治
	担当部長(兼)学校職員課長	羽 場 政 彦
	学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐	田 村 創
	担当部長(兼)学校指導課長	新 村 裕 二
	学校指導課担当課長(兼)課長補佐	村 田 昌 人
	市立工業高校事務局長	新 出 光 昭
	生涯学習部長	鳥 倉 俊 雄
	生涯学習課長(兼)家庭教育振興室長	藤 木 由 里
	図書館総務課長	村 田 英 彦
	(兼)玉川図書館長	
	(兼)近世史料館長、城北分館長	
	教育プラザ総括施設長	松 本 季 之
	(兼)地域教育センター所長	
	文化財保護課長	飯 田 一 哉

5 案 件

- 議案第6号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
- 議案第7号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について (教育総務課)
- 議案第8号 金沢市図書館規則の一部改正について (図書館総務課)
- 議案第9号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)
- 議案第10号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について (教育総務課)
- 議案第11号 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)
- 議案第12号 金沢市指定文化財の指定について (文化財保護課)

- | | | | |
|---|--------|-----------------------------|----------|
| 非 | 議案第13号 | 教育委員会所管の委員会等の委員の解嘱について | (生涯学習課他) |
| 非 | 議案第14号 | 金沢市文化財保護審議会の委員の委嘱について | (文化財保護課) |
| | 報告第9号 | 学校給食用パンの一時的な米飯への変更について | (教育総務課) |
| | 報告第10号 | 「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」について | (学校指導課) |
| | 報告第11号 | 平成30年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について | (学校指導課) |

そ の 他

- (1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について(平成30年10月～平成31年3月)
- (2) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者5名について協議し、傍聴を許可した。次に、議事録署名委員に早川委員を指名した。本日の議題について野口教育長が議案第13号、議案第14号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、報告第9号、報告第10号、報告第11号、その他(1)について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、4月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第13号、議案第14号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

* 4月の定例会議の日程：平成31年4月24日(水) 13:30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

- 議案第6号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について(教育総務課)
- 議案第7号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について(教育総務課)
- 議案第8号 金沢市図書館規則の一部改正について(図書館総務課)
- 議案第9号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について(教育総務課)

(説明の概要) 議案第6号から議案第9号までは、新年度における本市の行政組織の見直しに伴う関係規則の一部改正議案なので、一括して説明する。

この行政組織の見直しは、今後の玉川こども図書館の改築に向け、4月1日よりこども図書館を休館することに伴う組織等の見直しや、こども図書館や中央小学校の再整備、犀桜小学校の建設など教育施設設備の本格化に伴い、教育総務課内に新たに教育施設等整備室を設けることに伴う組織の見直し等である。

まず議案第6号、金沢市教育委員会公印規則の一部改正である。議案書8ページ、右側が現在の記載、左側が改正案である。玉川こども図書館の休館に伴い、第2条中第8号の「金沢市立玉川こども図書館長印」の記載を削除し、9号以降を順次繰り上げる。また、10ページの公印様式を定めた別表部分も、同様に「玉川こども図書館長印」を削除する。

次に議案第7号、金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正である。議案書21ページ、各課共通の専決事項を定めた別表1の備考にある「玉川こども図書館長」の記載を削除する。

次に議案第8号、金沢市図書館規則の一部改正である。議案書39ページの第18条部分、図書館の組織を記載した表から「玉川こども図書館」の記載を削除する。また、40～42ページ、図書館組織の事務分掌から玉川こども図書館に関する記載を削除するとともに、児童の読書活動の活性化や児童図書収集・整理、学校図書館への支援の事務については、玉川図書館、泉野図書館

にそれぞれ移管するため、必要な修正を行う。

次に議案第9号、金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正である。議案書51ページ、教育総務課内の施設整備係を廃止し、新たに教育施設等整備室を設置する。また、生涯学習課内の「市民交流施設整備室」「玉川こども図書館」の記載を削除する。53～54ページは、各課の係の業務を定めたものである。教育総務課の施設整備係の廃止等に伴い、新たに教育施設等整備室の業務を追加している。56～57ページは、それぞれ「市民交流施設整備室」「玉川こども図書館」の記載を削除するものである。

｜（特になし）

○ 議案第10号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について（教育総務課）

（説明の概要）議案書59ページ。4月からの統合校の開校と、これに伴う小学校の閉校のため、共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する。60ページの右側が現行の記載、左側が改正案である。小立野共同調理場の配送校から「菊川町小学校」「東浅川小学校」を削除し、新たに「犀桜小学校」を追加する。61ページは、中央共同調理場の配送校にある「新堅町小学校」を削除するものである。

｜（特になし）

○ 議案第11号 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について（生涯学習課）

（説明の概要）議案書63～64ページ。消費税法の一部改正および地方税法の一部改正に伴い、金沢市キゴ山ふれあい研修センターの附属設備の使用料に関する規定を改定する。64ページの新旧対照表の左側が改正案で、附属設備について3項目ある。この料金をそれぞれ改定する。施行日は平成31年10月1日で、改正後の使用料の規定については、施行日以降の使用に係る使用料について適用するものとする。

｜（特になし）

○ 議案第12号 金沢市指定文化財の指定について（文化財保護課）

（説明の概要）議案書66ページ。平成31年2月15日開催の金沢市文化財保護審議会において、松風閣（旧広坂御広式御対面所）附棟札について、金沢市指定文化財にふさわしいものとの答申を受けた。

別添資料1ページ。松風閣は本多町3丁目地内、北陸放送株式会社敷地内に位置し、敷地を含む一帯はかつて、加賀八家筆頭本多家の中屋敷地、下屋敷地があった場所である。建物は第12代藩主前田斉広の娘寿々姫が天保5年（1834）に本多家第9代政和にお輿入れの際、本多家上屋敷に造営された広坂御広式の一部である御対面所が今に残るものである。

17ページの一番上、「御上屋鋪御屋形古今絵図 永禧院様 御廣式等絵図」の左上のピンク色の部分に御対面所（現在の松風閣）が描かれている。寿々姫は輿入れから7カ月後に亡くなり、その後、広坂御広式は取り壊されてしまったが、御対面所だけが天保14年（1843）に同じ本多上屋敷地内に移築された。17ページ中央、「御上屋鋪御屋形古今絵図 當時御屋形絵図」の右下、ちょうど「（加賀本多蔵品館蔵）」の文字の上あたりに、御対面所だけが移された。その後、明治19年（1886）に御対面所だけが中屋敷地に移築され、さらに明治40年（1907）に再度移築され、現在の位置となった。

指定理由は、松風閣は市内に残る加賀八家上屋敷の住宅施設としては唯一の遺構であり、かつ、第13代藩主・斉泰が妹である寿々姫の輿入れのために造った極めて特別な建物であり、武田友月

作と伝わる彫刻欄間などがそれを物語っている。また、近世から明治期以降、3度にわたって本多家によって移築保存されてきたことは、前田家と本多家の関係性を如実に表すものであり、城下町金沢の歴史が連綿と現在に伝わることを実感させる建物である。これらの点から金沢市指定文化財として十分な価値を有するものである。

（特になし）

○ 報告第9号 学校給食用パンの一時的な米飯への変更について（教育総務課）

（説明の概要）議案書73ページ。本件については、過日報道されたところだが、改めてご報告したい。現在、本市の小・中学校の約8割に給食用パンを納入している業者について、公益財団法人石川県学校給食会より、2019年度の給食用パンの納入に係る継続契約を行わないこととしたとの連絡が私どもにあった。なお、「(参考)」のところに記載したが、給食の主食であるパンについては、公益財団法人石川県学校給食会と石川県パン協同組合との毎年の契約に基づき、個別の納入業者が各学校へ納入する仕組みになっている。

伺ったところによると、パン納入の継続契約には、個別の納入業者からパン製造能力や配送計画など、パンの安定的な供給を確認できる書面等を毎年あらかじめ期日までに県学校給食会へ提出するとされているが、当該業者からは今回、締め切りを過ぎても提出がないことから、県学校給食会は猶予期間を設け、再三問い合わせ等を行ったが、依然として提出されない状況が続いたことから、やむを得ず来年度の継続契約は行わないこととしたと伺っている。

これを受け、本市としては2に記載のとおり、4月からの当面の対応として、当該業者がパンを納入している学校（小学校46校、中学校18校）については、暫定措置として4月（1学期）から12月末ごろ（2学期）をめどとして、パンから米飯への切り替えを行いたいと考えている。また、これと併せて、可能な限り早期のパン納入の再開に向け、今後、県学校給食会を通して他の納入業者への振替納入等を依頼していきたいと考えている。

野口教育長	子どもたちが楽しみにしていると思いますが、パンの提供が一時的に止まるという説明でした。
早川委員	野口先生がおっしゃったように、子どもたちが楽しみにしているパン食です。それがなぜ米飯になったかという説明が何もないまま、生徒たちは毎日不思議に思いながらご飯を食べているのでしょうか。
野口教育長	学校側に対してということですか。
早川委員	子どもたち、保護者も含めてですね。
加藤教育総務課長	この件については、既に各学校には周知していますので、異論のないように、またスムーズに移行できるように、現在周知を進めているところです。
田邊委員	石川県学校給食会の対応という説明がありましたが、金沢市の小・中学校のみの影響ではなく、近隣の市町を含めて同じような動きなのでしょうか。
加藤教育総務課長	県学校給食会が主食の契約をしており、私どもとすれば当該業者がどこの市町村と契約しているかという詳細は承知していません。ただ、側聞するところによると、私どもだけでなく近隣の市町もこの業者の納入を受けていると聞いており、基本的には同じ対応というふうに聞いています。

田邊委員	突然の話のようですが、おそらくそうせざるを得ない経緯があるとは思いますが。しかしながら、納入できないのであれば、それに代わる対応として、米飯に切り替えることに関して特段の問題はないのでしょうか。
加藤教育総務課長	本件については県学校給食会が、現在も主食である米飯を納入している業者と並行して話し合いを進めていたと聞いており、小学校 46 校、中学校 18 校に主食の米飯を提供することについては、問題ないように準備を進めていると聞いています。
田邊委員	栄養面や食育の重要さに取り組んできた面からも、極力影響がないように、ぜひ善処いただくようお願いいたします。
岡委員	ちょうど私が教育委員に就任した 10 年ほど前、パンに異物が混入されて、当時は確かパン製造メーカーの人が「一生懸命努力しているから、何とかパン給食が続けられるようにまた頑張ります」と言っておられました。その後、突然降って湧いたような話なので、「そうですか」としか言いようがないのか、それでいいのかどうかは私も疑問が残ります。作る人がいなくなったら、それで終わりなのかどうかという問題なのですが。
加藤教育総務課長	ご指摘のいわゆる異物事件は、10 年ぐらい前の話ではないかと思えます。その後、そのようなことは起きていないわけですが、パンを供給する業者も、安定して毎日大量のパンを各学校に提供していかなければならない中で、諸物価の高騰などさまざまな理由があったというふうにもいろいろと側聞しています。私どもとすれば、米飯も大事ですが、パンも大事であるというのが学校給食の基本的な考え方で、私どももそのように考えていますので、県学校給食会を通じて、パン給食ができるだけ今と同程度に再開できるように努力していきたいと考えています。
岡委員	努力してください。よろしく申し上げます。
木村委員	パンの好きなお子さんも結構いらっしゃるかもしれないので、比率を少しでも上げていただきたいと思いますね。

○ 報告第 10 号 「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」について（学校指導課）

（説明の概要）別冊資料も配布しているが、膨大なので議案書 75 ページで概要を説明したい。1 の (2) に方針策定の背景を示した。社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化しており、とりわけ少子化が進展する中、運動部活動においては従前と同様の運営体制が難しくなっている。そこでスポーツ庁は平成 30 年 3 月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。その中で県が策定する方針を参考に市も方針を策定するよう示されており、平成 30 年 12 月に県が方針を策定したことから、本市もそれを参考に方針を策定した。

方針の概要は、(1) 適切な運営のための体制整備としては、①運動部活動の方針の策定等に当たっては、市だけではなく、学校の活動方針も策定すること、②指導・運営に係る体制の構築に当たっては、生徒・教師の数、生徒の安全確保等の観点から適正な数の部活動を設置することや、部活動指導員の配置などについて示している。(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みとして、文科省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に基づき、指導する際の留意点として事故防止・安全確保、熱中症の予防、コミュニケーションの充実など五つの留意点を示している。(3) 適切な休養日等の設定については、原則として週 2 日以上、平日 1 日と土曜日または日曜日とすることや、通常練習における 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度といった基準を示している。(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備に当たっては、生徒の多様なニーズに応じた運動部の設置や、少子化の進展等を踏まえ合同部活

動等の取り組みなどについて示している。(5) 学校単位で参加する大会等の見直しについては、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の適正化に努めることなどを示している。

各学校においては、この方針を基に学校の運動部活動に係る活動方針や活動計画、実績書を作成する予定である。今後とも各学校において、運動部活動の指導、運営に係る適切な体制が構築されるよう指導・助言していきたい。

野口教育長 国がガイドラインを作り、それをまた県として作り、市がまたそれを作るという、何となく働き方改革に合わないという感じも受けないでもないのですが、今後、学校も作るのですか。

新村学校指導課長 本市の方針に基づいて、各学校でも方針を作ります。加えて、年間活動計画も作る予定になっています。

野口教育長 首をかしげてしまいます。

田邊委員 文化部に関しても、文科省でガイドラインを作りましたよね。今回は運動部についての対応ですが、文化部についても今後予定があるのでしょうか。運動部に関しては、概要の最後の部分に大会との関連が指摘されておりますが、それぞれの大会を運営している外部団体や組織への働きかけはどのような方向で進むのか、あるいは進めていく必要があるのか、この点はどうなっているのでしょうか。

新村学校指導課長 文化部についてもガイドラインが出たので、同様の流れで今後作っていくこととなります。大会との関連については、このガイドラインが出た時点から、他の諸団体とも協議しながら進めています。

田邊委員 これからの作業ということですね。分かりました。

早川委員 生徒たちにたずねると、部活動は必ずどれかに所属しなくてはならないと答えがかえってきます。そのことも存じ上げなかったの、あれっと思っていたのです。小学校5・6年生から中学校にかけては、どんな分野でも、今まで一生懸命やってきたものがあれば、ぐんと伸びる時期です。そのときに、もちろん運動部を一生懸命やっていたことで一人の人間として、年を重ねたときに筋肉ができていて助かるでしょう。欧米では必ず部活動に入らなければならないことはありません。

例えばこれまでずっとフルートを頑張ってきた子が部活動の時間に個人レッスンを受けて実力を伸ばしたり、クラシックバレエをやってきた男子生徒が学校の部活動の代わりにそのままバレエを続けていくこともできます。筋肉の発達など子どもたちに最も大切なときに、絶対に部活動に入らなければならないという規則はあるのでしょうか。いつも不思議だなと思っています。三者会談のように保護者と生徒と学校側が相談して、「うちはフルートを続けたいから部活動には入りません」と断れるのでしょうか。

新村学校指導課長 部活動については、学習指導要領の総則にもその意味が示されていて、学校教育の中では非常に重要な位置を占めていると思っています。ただ、各中学校においては、絶対というか、原則参加するという捉え方があり、昨年度、運動部に所属している生徒は72%、文化部に所属している生徒は24%で、足しても100%にはならないので、習い事等で参加していないお子さんもおられます。

ただ、学校の方では「部活動の日」というものを設定して、全校で一律に活動している学校もあり、例えばその日はボランティア部に所属して、

一緒に活動するという工夫をしている学校もあります。そういう生徒の中には、例えば地域のスポーツクラブや習い事などに専念している生徒も含まれています。

早川委員

では、「絶対入部しなさい」ではなくて、どこかに少し余裕があって、この余裕の部分でこれまでやってきた分野を伸ばすことができるのでしょうか。

新村学校指導課長

そういう捉え方もできると思います。

岡委員

今までずっと続けてきた部活動を活性化するための施策なのか、規制するための施策なのか、ちょっとよく分からない感じがするのですが、どうなのでしょう。

羽場学校職員課長

両方の側面があると思います。教職員にとっては働き方改革という側面もありますし、子どもたちにとっては、医学的に1週間に約16時間以上活動する割合が非常に高いという報告があり、活動のある程度適切にという側面もあります。その両方の観点からこういったガイドラインができています。近年、生徒数が非常に減ってきており、単独の学校でチームを作れない場合は近隣の学校と一緒に部活動を作っても、地区の大会までは出られるなどの改正もされています。

丸山委員

週16時間以上活動すると、けがのリスクが高まるからというのであれば、部活動の把握はいいと思うのですが、部活以外でスポーツをしている子どもたちはたくさんいると思うので、地域の総合型スポーツクラブなどに入っている子どもたちの運動の状況も、学校が把握するなりした方がいいと思いました。学校が把握することかどうかは分かりませんが、中には学校の部活もしていて、地域のスポーツクラブも行っているという生徒もいると思うので、運動量が問題であれば、学校で調査・把握しておくことは今後大切なことかなと思います。

新村学校指導課長

このことを受けて、小学校の少年野球チームでも同じように時間を制限するべきではないかということで、スポーツ団体でそういった話し合いがされていると聞いています。学校の方で、地域でどれぐらい調査が可能かというのはこれから検討したいと思いますが、そういった視点も大事なことではないかと思っています。

野口教育長

昨日、県で多忙化改善の推進委員会がありましたが、ここに出ている概要等の(3)に、中文連、中体連、高文連、高体連はほぼ守られているという統計結果が出ています。特に文化系は中高ともに98%以上守られているというデータも出ていたと思います。詳しくは県教育委員会のホームページに掲載されていると思いますので、またご覧になっていただければと思います。子どもの健康管理は大事ですので、引き続きこのガイドラインを守っていければいいと思います。

○ 報告第11号 平成30年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について（学校指導課）

（説明の概要）議案書77ページと別添資料。平成30年度の児童生徒の体力・運動能力調査の結果がまとまったので報告する。別紙1は、昨年度および今年度の市平均と県平均を比較したものである。上段は小学校、下段は中学校の結果である。小学校では反復横とびなどで県平均を上回る学年が増えるとともに、握力などで県平均を下回る学年が減少している。中学校では反復横とびで県平均を上回る学年が増加し、課題であった50m走は男子で県平均と有意差なしとなり、改善が図られたと思っている。

また、別紙2は、昨年度と今年度の市平均を比較したものである。小学校では、全体として前年度を下回っている項目が減少している。また、女子を中心に前年度を上回っている項目が増加している。中学校では3年女子を中心に前年度を上回った項目が増加している。

以上の結果から、本市の子どもたちの体力は、前年度の結果と比較すると、各項目における課題が改善されてきていると捉えている。しかしながら、ボール投げや中学校の握力については、依然として県平均を下回っている学年が多く、この点は本市の課題だと捉えている。

今後の指導の重点としては、各校それぞれの課題を改善するために、体育・保健体育科において各校の調査結果を経年比較するなど分析し、体力を高める運動等に計画的に取り組むことが大切であると考えている。また、目標や内容を明確にし、子どもたちが意欲的に運動に取り組むことができるような工夫をし、体力向上の取り組みが推進されるよう指導を続けていきたい。

野口教育長	かなり改善されているのではないかと思います、やはりまだ課題もあります。自分が現場にいたときも同じで、握力とボール投げは永遠の課題になりそうだという感じがしないでもありません。
木村委員	なぜですかね。投げる機会が少ないのでしょうか。ずっとそうですよね。これは地域で強いところなどはあるのですか。
新村学校指導課長	地域の差はやはりあると思います。地域によって、例えば少年野球チームをすごく熱心にやっているところは、ボール投げの数値が非常に高く出ているところもあると思います。
木村委員	解決方法はありそうに思いますが、どんなものでしょうか。
田邊委員	まとめていただいたデータを見ると、小学校では4年生から6年生、中学校では1年生から3年生で昨年と今年を比較してみると、1年間で改善が見られたり変わらなかったりと、幾分の変化も見えてきます。学校の取組の中でさまざまに働きかけを工夫されているので、それが功を奏している面があるように読み取れます。 もちろん握力やボール投げは大きな課題ですが、得手不得手もあるので、何がしかの楽しいということにつながるような促し方を学校で取り組んでいただくことが一番大事だと思います。昔と比べると、生活の中での握力にしても、物を操作するときには今は簡単にスイッチ一つで動いたりすることがこういうところにつながっていて、それを元に戻すことは容易なことではありません。友達とお互いに指摘したり目標を掲げて促しあったりすることが改善の一步につながりますので、学校での取り組みはとても大事になると思います。 それから、地域差のこともありますが、他方で学校の平均値への注目に加えて、一人一人の子どもたちの分布が正規分布なのか、違った形状なのか、各校でその特色をつかむことも、改善の取組を進めていく上で大事になると思います。あまり細かすぎるのも労が多くなるばかりですが、必要に応じて各校で学校内の子どもたちがどういう実態なのかをつかんでいただきたい。できる子は素晴らしくできても、できない子が相当多ければ平均するとあまりはかばかしくないなど、子どもたち一人一人の実態は平均ではつかみ取れないところもあると思います。学校での取り組みは大事だと考えますし、さらに一步踏みこんで実態をふまえて取り組まれるといいと思うので、一朝一夕ではとてもできないことですが、ぜひ多面的に点検しながら進めていっていただきたいと思います。
新村学校指導課長	おっしゃるとおりだと思いますので、個別の能力が上がるように、いろいろな取り組みをしていきたいと思っています。例えば、学校全体で力を

付けるために、スポーツチャレンジ（スポチャレ）というものを県全体で実施しています。チャレンジ種目というものがあって、例えばボール投げが弱い学校はシャトルボールという種目があります。子どもたちが交互にボールを投げ合って、何分以内に何回投げることができるかというのをクラス全体で記録を作り、県全体でこの学校が一番良かったというふうにネットで配信されるようになっていて、学校全体、クラス全体で取り組んでいます。また、本市独自でチャレンジ賞というものを作っています。例えば縄跳びや水泳など、頑張ったら頑張ったなりに賞を与える取り組みをしているので、そういったものを充実していきたいと思っています。

早川委員

教科書を選ぶときに、保健体育の教科書に人間の健康についてとても役立つ情報がたくさん載っていました。時間数を伺うと、とてもすべてをカバーできない量でした。しかし、自分の体を危険から守ったり、自分を守るの自分しかいないと小さいときからしっかり子どもたちに分かってもらいたいです。コンピューターの画面を見ない日はないような時代に入ってしまい、画面を見る姿勢そのものが体に非常に悪いとか、画面をととても速く目で追い掛けることで視力が悪くなるとか、大きな音楽を常にイヤホンで聞いていると耳が悪くなると聞きます。

インターネットや PC がなかった自分たちの時代はとても幸せな時代でした。危険が多い中で保健体育にももう少し力を入れていただいて、どうすれば健康な生活ができるのか理解してほしいです。今は外遊びをしません。期待できません。生活のパターンも変わってしまいました。今のまま生徒たちが成長すると、年を取ったときにほとんど全員がロコモティブシンドロームに陥る予測も出ており、子どもたちのことが本当に心配です。目、耳、姿勢が心配になるので、ぜひ保健体育にも力を入れて、自分の身体を知る方法を教えてあげてほしいと思います。

新村学校指導課長

おっしゃるとおりだと思います。保健体育の時間は限られているので、指導内容は限界があるのですが、それ以外に各学校で健康教育をしています。行事や学級活動の時間を含めて健康教育をしているので、そういった時間を使って、今年度は健康教育推進プラン 2019 もできたので、家庭とも連携しながら進めていきたいと思っています。

岡委員

連合運動会などで 50m、100m を走るにしても、本当に走っている人とただ走っている人でものすごく個人差があります。そこそこ健康に運動してくればいいのであって、全体のレベルを全部上げようと思えばテクニク的にいくらかでも上げることはできると思うのですが、そうすることが本当にいいことなのかどうか。健康に成長していくように、先生方にご指導いただきたいというのが私の思いです。

野口教育長

生涯スポーツとしてスポーツに親しんでいくことが大切だと思います。自分が校長をしていたときも、握力はやはり悪かったですね。握力を改善するためにみんなで知恵を絞って取り組んで、一番効果があったと思うのは、家族の肩をもむということでした。知恵を絞りながら、家族との触れ合いの中でも簡単に取り組みができると改めて思いました。こんなことも参考にしながら取り組んでいけばいいと思います。

○ その他 (1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について (平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)

(説明の概要) まず資格取得の状況である。技能検定 2 級では、建築大工、普通旋盤作業、電子機器組立てで 3 人、3 級では機械加工や普通旋盤作業など 7 種で 77 名が資格を取得している。また、工業関係に関するその他の資格では、JIS 溶接技能者評価試験をはじめ 12 種で多くの資格を取得している。また、全国工業高等学校長協会が主催する顕彰制度であるジュニアマイスター顕

彰制度の特別表彰者は2名、ゴールドは6名、シルバーは36名だった。その他工業関係以外でも、秘書技能検定3級など、積極的に資格を取得している。

次に部活動について主な活動を報告する。まず文化部関係では、メカトロニクス部が、長野県で開催されたジャパンマイコンカーラリーの北信越大会に出場した。運動部関係では、弓道、相撲、剣道、バドミントン、ボウリング部が全国高等学校選抜大会に出場したほか、相撲部は2月に開催された全国選抜高校相撲弘前大会で団体ベスト8、水球部は先日開催された全日本ジュニア(U17)水球競技選手権大会でベスト8という成績を収めた。

その他の活動として、10月には創立90周年記念式典の他、これまで県地場産業振興センターで開催していた公開課題研究発表会も本校で開催し、多くの関係者、保護者、中学生の参加を頂き、3年間の集大成として充実した課題研究発表会となったことを報告する。

明年度も金沢型工業教育モデルの着実な実践の中で、部活動や地域奉仕活動などの課外活動にも積極的に取り組み、協調性や豊かな人間性を育み、ルールやマナーを守る人材育成に資するよう、学校全体で全力を投じていきたい。

早川委員	いろいろな資格試験がありますが、受験するときはかなり高額の受験料を納めなくてはなりません。たくさんの資格を取りたいときには、受験料は保護者の負担になりますね。できるだけ資格を取得してもらうためのスカラシップや特別枠はありますか。交通費もかかりそうです。何かサポートするシステムはあるのでしょうか。
新出市工高校事務局長	資格種目については補助金制度があります。ただ、全部が全部該当するわけではなく、難関資格ということで、技能試験や電気主任といった企業が求めるような資格で難関とされる資格について、受験料を助成しています。
早川委員	できれば助成がたくさん出るといいですね。
野口教育長	財政とまた相談してみてください。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 _____ 署 名 _____

教 育 委 員 _____ 署 名 _____

(早川委員)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第 13 号 教育委員会所管の委員会等の委員の解嘱について（生涯学習課他）

(1) 金沢市社会教育委員の解嘱について

社会教育法第 15 条第 2 項及び金沢市社会教育委員設置条例第 2 条の規定により金沢市社会教育委員を解嘱します。

1 委員の解嘱

氏 名	所属機関・団体名等	備 考
中島 秀雄	学識経験者（経済界）	

2 任期

2018年6月1日から2020年5月31日まで

3 解嘱の日

2019年3月31日

4 理由

辞職の申出に伴う解嘱

(参考) 金沢市社会教育委員名簿

2019年3月27日現在

氏 名	所属機関・団体名等
岡田 孝司	金沢市立中学校長会会長
関戸 正彦	金沢市公民館連合会会長
能木場由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
河崎 智広	金沢市青年団協議会会長
正木 明	金沢市子ども会連合会会長
中村 大介	金沢市PTA協議会会長
米沢 寛	金沢市体育協会会長
齊藤 佳都美	公募委員
竹口 雄治	公募委員
中島 秀雄	学識経験者（経済界）
俵 希實	学識経験者（北陸学院大学教授・社会学）
桑村 佐和子	学識経験者（金沢美術工芸大学教授・教育学）

(2) 金沢市図書館協議会委員の解嘱について

金沢市図書館条例第10条第2項の規定により、金沢市図書館協議会委員を解嘱します。

1 委員の解嘱

氏名	所属団体・機関及び役職	区分
中島 秀雄	金沢市社会教育委員	社会教育

2 任期

2018年2月1日から2020年1月31日まで

3 解職の日

2019年3月31日

4 理由

辞職の申出に伴う解嘱

(参考) 金沢市図書館協議会委員名簿

2019年3月27日現在

氏名	所属団体・機関及び役職
端 博史	金沢市学校図書館協議会会長
岩見 雅史	金沢大学附属図書館館長
関戸 正彦	金沢市公民館連合会会長
中島 秀雄	金沢市社会教育委員
谷内きみ枝	金沢市PTA協議会副会長
眞鍋 知子	金沢大学人間科学系教授
岡 満雄	金沢こども読書研究会副理事長
志賀 紀雄	金沢市読書会連絡協議会会長
川淵 功	公募委員
安田 慎一	公募委員

○ 議案第14号 金沢市文化財保護審議会の委員の委嘱について (文化財保護課)

金沢市文化財保護条例第25条の規定により、下記のとおり金沢市文化財保護審議会委員を委嘱します。

1 委員の委嘱

	氏名	役職名	新再任の別
知識 経 験	梅田 和秀	加能民俗の会常任幹事	再任
	太田 昌子	金沢湯涌夢二館館長	再任
	木下栄一郎	金沢大学准教授	再任
	小嶋 芳孝	石川考古学研究会会長	新任

を 有 す る 者	坂井 秀弥	奈良大学教授	新任
	谷口 出	石川県立美術館学芸主幹兼学芸第1課長	新任
	鏝 隆弘	金沢美術工芸大学教授	再任
	中森 勉	金沢工業大学教授	再任
	見瀬 和雄	金沢学院大学名誉教授	新任
	山崎 達文	金沢学院大学副学長	再任

2 理由

任期満了による委嘱

3 任期

2019年4月1日から2021年3月31日まで

以 上